

2026年12月から

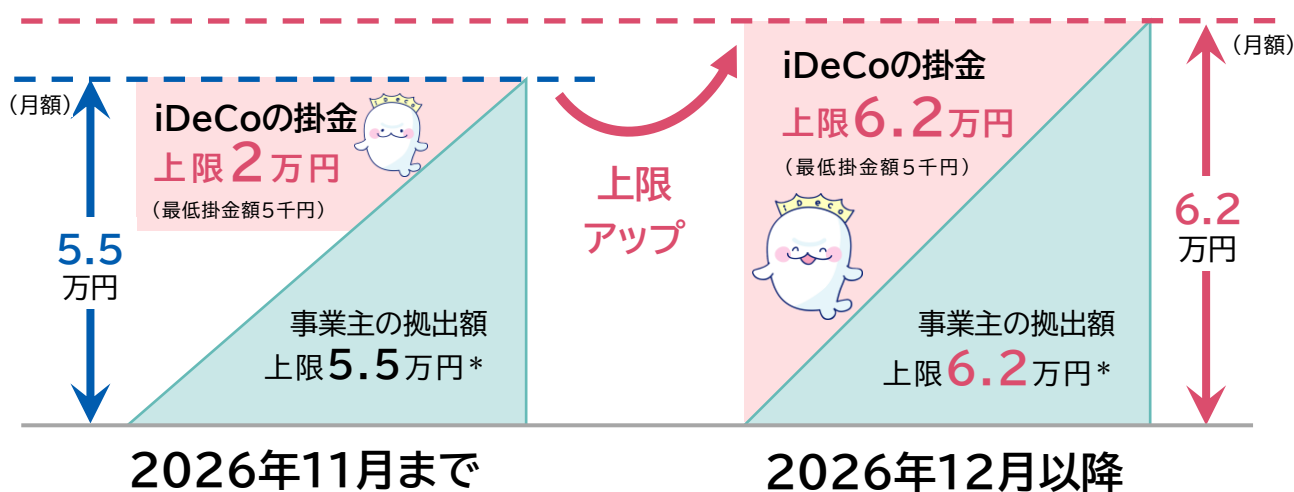
企業型DCの拠出限度額が 5.5万円から**6.2万円**に引き上げられます！

- 2026年12月から、確定拠出年金（DC）の掛金の上限額（拠出限度額）が見直されます。
- **月額6.2万円を上限**とし、上限から確定給付企業年金（DB）などの他制度掛金相当額を差し引いた範囲内となります。



iDeCoを併用される方は・・・

- **月額6.2万円から各月の事業主の拠出額を控除した額が上限**になります。
 - ✓ 企業型DCでもiDeCoでも、同じ拠出限度額枠内での掛金設定が可能になります。
 - ✓ 事業主の拠出額（※企業型DCの事業主掛金とDB等の他制度掛金相当額の合計額。以下同じ。）によっては、iDeCoの掛金の上限が小さくなったり、掛金を拠出できなくなったりすることがあります。



*DBに拠出限度額はありません。

*企業型DCを実施している場合、企業型DCの加入者専用サイトにおいてiDeCoの拠出可能見込み額の確認が可能です。

企業型DC加入者のiDeCo加入要件

- 企業型DCの事業主掛金が月の上限（6.2万円）の範囲内で毎月拠出であること
- iDeCoの掛金が6.2万円から各月の事業主の拠出額を控除した額の範囲内で毎月拠出であること
- 企業型DCのマッチング拠出（加入者掛金拠出）※を利用していないこと

※マッチング拠出については裏面を参照してください。

企業型DCを実施する事業主の皆さまへ

- iDeCoの掛金額の判定に必要となるため、DB等をあわせて実施している場合は、他制度掛金相当額について、加入者への周知をお願いいたします。
- 本改正を踏まえて、企業型DCの上限額を引き上げる際は、規約変更が必要となる場合があります。

マッチング拠出(加入者掛金拠出)についても 拠出限度額が引き上げられます！

マッチング拠出とは

- 企業型DCは、事業主が拠出した掛金をもとに従業員(加入者)が自ら金融商品を選んで運用する企業年金です。
- マッチング拠出とは、企業型DCの事業主の掛金額に加えて、従業員(加入者)本人も規約に定められた範囲内で掛金を拠出できる仕組みです。

メリット

- ✓ 若いうちから積み立てることで資産を増やし、将来受け取る給付額の充実につながります。
- ✓ 掛金は全額が所得控除(小規模企業共済等掛金控除)の対象となり、税制上の優遇を受けます。

2026年12月以降

企業型DCの拠出限度額が**5.5万円から6.2万円**に引き上げられることに伴い、加入者が行うマッチング拠出の上限額は、**6.2万円から事業主の拠出額を控除した額**の範囲となります。

※マッチング拠出は、加入されている企業型DCの規約に規定されている場合、可能となります。
拠出限度額や拠出額の変更月などが規約に規定されている場合もありますので、詳細はお勤め先へご確認ください。

制度改正に関する
詳しい情報はこちらから
(厚生労働省ウェブサイト)



〈拠出例〉

